

# 寄附税制の概要(国税)

寄附金の区分		国・地方公共団体 に対する寄附金  <例> ・公立高校 ・公立図書館 など	指定寄附金  [ 公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの ]  <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	特定公益増進法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの  【特定公益増進法人】 ・独立行政法人 ・一定の地方独立行政法人 ・日本赤十字社など ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人	認定特定非営利活動法人等 に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
		寄附をした者の取扱い			
所得税	所得控除	控除限度額: 寄附金 <sup>※</sup> - 2千円			※総所得の40%を限度
	税額控除	なし	控除限度額: (寄附金 <sup>※</sup> - 2千円) × 40% (所得税額の25%を限度)		※総所得の40%を限度 (注1)
法人税		全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2  (注2)		